

第7回 京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議 摘録

1 日 時 平成29年3月21日（火）10時00分～12時00分

2 場 所 京都市教育相談総合センター 会議室

3 出席者 東・岩井・梅山・大林・小槻・坂本・柴原・千賀・高橋・田中・中条・中東・永本・萩山・舟木・室・安見（委員は50音順，敬称略）

4 内容

(1) 開会，挨拶

(2) 説明・取組報告・協議

- ・「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論の取りまとめ」について
- ・平成28年中の少年非行情勢について
- ・学校非公式サイト等の検索・監視結果について（平成27年度年間集計）

(3) 閉会

「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論の取りまとめ」について

（事務局からの説明）

- 「いじめ防止対策推進法」の施行状況に関する議論が平成28年11月に取りまとめられ，これを踏まえた「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成29年3月14日に改定された。
- 平成29年1月21日には文部科学省で「全国いじめ問題子供サミット」が開催され，本市を含む29都道府県，12政令指定都市からの児童生徒の参加があった。ポスターセッションで各校のいじめ防止等の取組を紹介するとともに，分科会では「学校いじめ防止基本方針に私たちの意見を取り入れよう」という議題でグループ協議が行われた。
- 改定された「いじめの防止等のための基本的な方針」では，けんかやふざけ合いであっても児童生徒の感じる被害性に着目していじめか否かを判断すること，学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について，学校評価の評価項目に位置付けることや，内容を入学時・各年度開始時に児童生徒，保護者，関係機関等に説明すること，「いじめに係る行為が少なくとも3か月以上止んでいる」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない」ことをいじめ解消の要件とすること等が示されている。
- 11月時点の議論の取りまとめの時点では示されていないが，いじめの未然防止に向けた就学前教育の取組や，発達障害のある児童生徒，海外から帰国した児童生徒，外国人の児童生徒，LGBTに係る児童生徒，被災児童生徒等，特に配慮が必要な児童生徒への適切な支援の必要性が示された。
- いじめの重大事態については，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定され，学校の設置者及び学校の基本姿勢，重大事態に係る対応，個人情報保護等について示され，過去に重大事態と扱った事例が例示されている。
- 本市の「いじめの防止等取組指針」は，次回の「子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」で案をお示ししたうえで検討を経て改定を行いたい。
- 中学校生徒会議や中学校生徒会サミットの成果で，生徒や学校教職員の意識も変わってきたので，これを小学校に広げる試みとして，平成29年度は「京（みやこ）キッズ会議」の開催を予定しており，初開催ながらも46小学校が参加を予定している。

(委員からの主な意見)

- 【小槻委員】 今回の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定に伴い、「いじめの防止等に関する条例」も改定になるのか。
- 【事務局】 「いじめの防止等のための基本的な方針」の具体的な内容は「いじめの防止等取組指針」に盛り込まれているので、条例の改定には及ばないと考える。
- 【梅山委員】 全国いじめ問題子供サミットの資料はどの範囲で共有しているのか。すごく良いと思った。いじめ解消の定義について説明いただいたが、「いじめは止んでいるが心身の苦痛は感じている」場合は解消になるのか。また、いじめ問題に係る情報公開及び個人情報の保護について、京都市における公開・非公開の判断基準はどのようなものか。
- 【事務局】 全国いじめ問題子供サミットの資料は校長会、各校にも配布し、共有している。いじめは止んでいるが心身の苦痛を感じる場合は解消にはならない。情報公開に関しては、個人の特定につながるものは個人情報になる。
- 【萩山委員】 今回の改正で、関係機関との連携について、「法務局“等の人権擁護機関”」と改められているが、法務局以外にどのような人権擁護機関を想定しているのか。総務省でも人権擁護の取組をしているので、そういうところを想定しているのだろうか。
- 【事務局】 文科省がどの機関を想定しているのかは不明である。
- 【千賀委員】 教職員がこれらの取組を把握し、実施していくのは業務量を考えると相当大変だと思う。教職員が心身ともに健康でいられるよう何か手立てを考えられないか。
- 【小槻委員】 心理や福祉の専門家、法律の専門家など、外部専門家を学校に入れるよう予算要求をしていかないといけないのでは。
- 【事務局】 スクールカウンセラーは全校に配置、スクールソーシャルワーカーの配置も順次拡充しており、今後とも拡充をしていく。
- 【柴原委員】 学校運営協議会には、弁護士がおられることもあるので、そういった方々の協力を得ることも可能ではないかと思う。
- 【坂本委員】 地域を巻き込み、一緒にやっていくことを大事にしている。本校の現状を発信することで、地域と連携できる。体制づくりと組織としての対応、共通理解が一番重要。

平成28年中の少年非行情勢について

(舟木委員からの説明)

- 京都府において、刑法犯少年は、平成28年は857人検挙されており、平成24年の2,096人と比較すると半分以下に減少しており、前年比を見ても年々非常に減少してきている。
- 他方、特別法犯少年は、平成28年に172人となっており、これも平成24年からは減少しているが、昨年と比べると数字は変わっていない。
- 全体としては、平成28年に1,029人と非常に少なくなっており、これは戦後最小を更新している。
- 千人比ではおよそ4.5人であり、全国の4.4人とほぼ同水準である。過去の厳しい時代と比べれば随分落ち着いてきたように思う。
- 再犯者率は依然として全国と比べて大きい。

- 刑法犯少年に占める触法少年の割合は平成22年以降全国を上回る水準で、増加傾向にあり、少年非行の低年齢化が見て取れる。
- 特別法犯の事例として、児童ポルノに係る事案がある。自撮りをして他人に送ってしまった画像で脅されるという被害が増えており、危惧しているところである。
- 少年による薬物乱用の現状について、平成27年、平成28年に薬物乱用少年の検挙数が急増しており、中でも多いのが大麻乱用少年の検挙である。平成28年の大麻乱用少年の25人は、京都府で過去最悪の数字であり、全国でも東京、大阪に次いで悪い水準にある。
- 平成28年に実施した中学生に対する違法薬物に関するアンケート調査結果では、約2割の中学生が、「大麻よりたばこの方が害が大きい」又は「分からない」という認識をしている。
- 違法薬物を入手可能かと思うかという質問には、約36%の中学生が「思う」と答えており、多くはネットや売人を介してというイメージで答えていると思われるが、10人に1人が「知人・友人から」と答えており、これは具体的に違法薬物に接する人間が周りにいるのではと推認される。
- 違法薬物の使用を実際に誘われた中学生は0.5%存在し、府内全体の中学生に換算すると365人が誘われていると考えられる。中学生の人生経験、行動範囲で違法薬物に誘われることがあるという事は、いかに違法薬物が子どもに近づきつつあるかを示しているのではと分析している。
- 高校生を対象とした違法薬物アンケート結果を分析すると、違法薬物の害に一定の理解がある高校生でも、「たばこの方が大麻より害が大きい」又は「分からない」の回答があり、大麻の具体的な害についてはあまり理解していないことがうかがわれる。
- 違法薬物の使用を誘われた高校生は、平成27年の1.3%から平成28年の1.4%に増加しており、少ないながらも、実際に誘われるということが身近になっていることがうかがわれる。
- 違法薬物を誘われたことがあると回答した高校生の中で、「大麻よりたばこの害の方が大きい」と回答した割合が「たばこより大麻の害の方が大きい」と回答した割合の約7倍になり、大麻の害に対する認識が低いほど薬物乱用を誘われる危険性が高いと分析している。危険なものを危険としっかりと認識することが大事かと思う。

学校非公式サイト等の検索・監視結果について（平成27年度年間集計）

（事務局からの説明）

- 小学校の検知学校数は6校で、最近は小学生でも携帯を所持していることが多いため、数が少ないながらも検知されている。
- 中学校の検知学校数は73校のうち68校で、ほぼ全校で何らかの検知結果が出ている。
- 校種ごとの検知投稿件数は、中学校、高等学校が大半を占めている。
- リスクレベルごとの検知機件数は、犯罪予告や、自殺予告等、児童生徒の生命に関わり得る緊急性の高いリスクレベル高の書き込みは検知されなかった。
- 書き込み内容ごとの検知件数は、学校名等の個人情報の流布が90%程度を占めている。いじめ・中傷の書き込みは、84件、約5%程度あり、これは親兄弟に対するものや、けんかしたことに関する腹いせ・陰口や教職員に叱られたことに対する腹いせなども含む。不法行為の34件は、公共の場で一般の人が写真に写りこんだ、ライブ会場等の撮影禁止場所での撮影が多い。

- これらの検知した書き込みは、全て該当校に通知し、学校での指導を依頼している。検知した書き込みは、ほぼすべてが **Twitter** であり、児童生徒自身で書き込みを取り消すよう指導している。
- 平成22年度から継続して監視を実施しており、検知投稿件数は平成23年度の3,000件をピークに徐々に減少していたが、平成28年度は2月時点で2,000件を超えており増加に転じている。
- 市立学校の児童生徒と分かるものを検知していること、**LINE** などのクローズな環境でのやり取りは検知できないことから、検知投稿件数以上の問題のある書き込みは存在しうるので、検知結果を基にした指導も大事だが、未然防止の観点から指導することが必要。
- 京都府警と連携した非行防止教室や、携帯事業者と連携したケータイ教室の実施等を通じて、子どもたち自身で何が問題なのかを考え、規範意識を持つ取組が一番大事だと考える。

(委員からの主な意見)

- 【千賀委員】 携帯電話・スマートフォンを通して、大人がたどり着けない所でも、子どもはボタンを押してスッといけるという現状がある。まず何よりも大人がどういう使い方をしているのか、中身を知っているのかというところから始めなければならない。先日、関西スマホサミットがあり、子どもがどのような携帯電話の使い方をしているかということ、都道府県のPTAごとに発表した。親の携帯電話の使い方はどうなのか、子どもに使い方のルールを押し付けながら大人がルールを守ることができているのかをつきつけられる。
- 【高橋委員】 未就学の子どものお母さんから、うちの子どもはあいさつをしないという話があって、話をよく聞いてみれば、朝慌しくて、まず両親から子どもにおはようと言っていなかった。まず大人がしなければならないことがいかにあるか。保護者自身がまず立ち止まるということが一番大事。